

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第61号）（総務局国際化推進室）

基金の一部の処分及び寄付の受納に伴う基金への積立てを行うため、次のとおり基金の金額を変更することとしました。

基金名	改正前	改正後
世界歴史都市連盟国際親善交流基金	20,650,000	8,200,000

この条例は、平成16年3月31日から施行することとしました。

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第61号

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例

京都市国際親善交流基金条例の一部を次のように改正する。

別表世界歴史都市連盟国際親善交流基金の項中「20,650,000」を「8,200,000」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務局国際化推進室)